

基本目標4 子どもの権利を大切にす意識の向上

市民一人ひとりが子どもの権利に関心を持ち、行動ができるよう、さまざまな機会を通して理解を進めます。

基本施策1 子どもの権利に関する広報普及

【広報・普及活動】

●メディアを活用した広報啓発

子どもの権利に関するパンフレットやニュースレターのほか、幼児や小学校低学年に対する成長・発達段階に応じた啓発資料の作成、テレビなどのメディアの活用など、効果的な広報啓発活動に取り組みます。

●さっぽろ子どもの権利の日事業の実施

「子ども企画委員会」の設置など、事業の企画段階から子どもの参加を進めるほか、他部局等との連携をより一層進めていきます。

基本施策2 子どもの権利に関する学びの支援

【学びの支援】

●出前授業の実施

小・中学校において、子どもの参加などに関する出前授業を実施し、子どもの権利に対する理解を深めます。

●保育所職員への研修の実施

保育所職員の資質の向上を図り、子育て支援を効果的に進めるための知識や技術の習得を目的として、研修を実施するなどの支援を行います。

【学校教育】

●子どもの権利に関する教職員研修の充実

子どもの権利に関する指導のあり方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、子どもの権利に関する教職員研修をより一層充実させます。

●子どもの権利に関する学習資料の作成

子どもが自分自身の権利だけでなく他者の権利を尊重することについて学んだり、自らの手で問題を解決することの大切さについて気付くことができるよう、子どもの権利に関する学習資料映像を作成し、各学校に配布します。

●学校教育における子どもの参加の推進（再掲）

※「基本目標1－基本施策2」の再掲



第5章 計画の推進と評価

計画の推進体制

● 全市的な推進体制

計画の推進に当たっては、全ての市民が子どもの権利の重要性を認識し、子どもの権利の保障を推進していくことが大切です。したがって、市民やNPO、地域団体などの各種関係団体と連携を深めながら、施策を推進していきます。

● 全庁的な推進体制

この計画では、子ども未来局や教育委員会をはじめ、各局・区にわたる施策を対象としています。市の関係部局がより一層連携を深めるとともに、市役所が一丸となって子どもの権利に関する施策を推進します。

また、子どもの権利の推進に関する庁内の連絡調整や方針の決定を行う「札幌市子どもの権利総合推進本部」において進捗管理を行います。

計画の評価・検証

本計画の実施状況については、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」及び庁内の会議である「札幌市子どもの権利総合推進本部」に報告し、評価・検証を行っていきます。

評価・検証に当たっては、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善検討）の実効性を高めるため、個別の取組や事業の進捗状況に加え、あらかじめ成果指標を設定し点検、評価を行うことで、施策の改善につなげていきます。

【成果指標】現状値 H21年度 → 目標値 H26年度

①自分のことが好きだと思う
子どもの割合

53.2% → 70%

②子どもが、自然、社会、文化
などの体験をしやすい環境
であると思う人の割合

子ども：42.4% → 60%
大人：55.4% → 60%

③子どもの権利が守られて
いると思う人の割合

子ども：48.3% → 60%
大人：48.4% → 60%

札幌市子どもの権利に関する推進計画〈概要版〉

平成23年3月

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943

Eメール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ（子どもの権利のページ）：

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri>



さっぽろ市

01-G01-10-1424

22-1-95